

石川県観光PRマスコットキャラクター「ひゃくまんさん」の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「石川県観光PRマスコットキャラクター『ひゃくまんさん』」(以下「キャラクター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、石川県(以下「県」という。)に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、県が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ石川県知事(以下「知事」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、県の観光PRや観光ブランド力の向上等に寄与すると認めるときは、利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をすることができる。この場合において、知事は必要があると認める場合には、キャラクターの利用方法その他について、条件を付すことができる。

2 知事は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書(別記様式第3号)を、また、利用を許諾しない場合は、利用不許諾通知書(別記様式第5号)を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第5条 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は許諾しないものとする。

- (1) キャラクターを立体として表現したもの
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) キャラクターの利用によって、特定の企業・団体のキャラクターであるかのような誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合
- (10) その他、キャラクターの利用が適当でないと認められる場合

(利用許諾の期間)

第6条 キャラクターの利用許諾の期間は、第4条第1項または第2項の規定により利用許諾を受けた日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、本件商標の利用期間が限定されているときは、当該利用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続きキャラクターを利用しようとするときは、改めて申請を行い、利用許諾を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第1項または第2項の規定により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続きキャラクターを利用することができるものとする。

(利用料)

第7条 キャラクターの利用料については、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用上の遵守事項)

第9条 第4条の規定による利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用許諾された利用内容のみに利用をすること。

(2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号(「©2013石川県 ひやくまんさん#●●●●」)をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾(前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。

(1) 利用者がこの規程に違反した場合

(2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクターの利用継続が不相当であると認められた場合

- 2 知事は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 知事は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第12条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 県は、キャラクターの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 知事は、キャラクターの利用促進を図る観点から、利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、石川県文化観光スポーツ部観光戦略課が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月6日から適用する。

附 則 (平成27年6月9日変更)

この規程は、平成27年6月9日から適用する。

附 則 (平成27年9月1日変更)

この規程は、平成27年9月1日から適用する。

附 則 (平成28年4月1日変更)

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日変更)

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年5月6日変更)

この規程は、令和3年5月6日から適用する。

附 則（令和6年4月1日変更）
この規程は、令和6年4月1日から適用する。

<別記> 石川県観光PRマスコットキャラクター「ひゃくまんさん」

Type - 1



金×4色

Type - 2



金×黒

Type - 3



黄土×黒

Type - 4



モノクロ

Type - 5



金

Type - 6



紅白